

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業） 第3条 児童デイサービス施設は、次に掲げる事業を行う。 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。 ・ [略]</p> <p>（利用対象者） 第7条 児童デイサービス事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証で規則で定めるものの交付を受けた者  法第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（利用手続等） 第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定管理者は、法第21条の6の規定による委託を受けた場合において、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、区長の承認を得て、当該委託に係る障害児の利用を拒否することができる。 （費用負担） 第9条 利用者（措置による利用者を除く。）は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。 2・3 [略]</p>	<p>〔同左〕 第3条 〔同左〕  障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する児童デイサービスに関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。  ・ [略]</p> <p>〔同左〕 第7条 〔同左〕  法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第8項に規定する児童デイサービスに係るものに限る。）の交付を受けた者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>〔同左〕 第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定管理者は、児童福祉法第21条の6の規定による委託を受けた場合において、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、区長の承認を得て、当該委託に係る障害児の利用を拒否することができる。 〔同左〕 第9条 利用者（措置による利用者を除く。）は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。 2・3 [略]</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。